

いるか教室身体拘束等の適正化のための指針

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、児童の活動の自由を制限するものであり、児童の尊厳ある生活を阻害するものである。いるか教室（以下「事業所」という。）は、児童の権利擁護、最善の利益を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束による影響を理解するとともに身体拘束の廃止に向けた意義を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

- (1) 支援の実施に当たっては、児童又は他の児童の生命若しくは身体を保護するための緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行わない。
- (2) 例外的に次の全ての要件を満たす場合は、必要最低限の身体拘束等を行う場合がある。
 - ア 切迫性 児童又は他の児童の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
 - イ 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
 - ウ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止・身体拘束適正化委員会

身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認、改善等を検討し、児童の権利擁護を図るため、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が設置する虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）に職員を委員として参加させるものとする。

委員会は、年1回以上開催する。

(2) 身体拘束適正化責任者

事業所に身体拘束適正化責任者を置く。

身体拘束適正化責任者は、事業所の虐待防止責任者をもって充てるものとする。

身体拘束適正化責任者は、職員に対して、身体拘束適正化啓発のための定期的な研修を実施し又は自治体等が実施する研修を受講させるほか、自らが身体拘束適正化のための研修を積極的に受講する等により、児童の権利擁護、最善の利益への取組みを進めるとともに虐待防止・身体拘束適正化委員会で検討された内容を職員に周知・徹底するものとする。

3 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修に関する基本方針

支援に携わる全ての職員に対し、身体拘束の廃止と人権を尊重した支援を実施するため、次の研修を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）
- (2) 新任職員に対する教育・研修
- (3) その他必要な教育・研修（自治体等が実施する研修会等への参加・伝達等）

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施する場合は、別紙1「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明・実施報告書」（以下「別紙1」という。）により、状況や時間等を電磁的記録等により記録し、支援に携わる全ての職員で共有するとともに、委員会に報告し身体拘束等の事例分析、適正化に向けた取り組みについての検討を行うものとする。

5 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

児童又は他の児童の生命若しくは身体を保護するための措置として身体拘束等を行う場合は、管理者、身体拘束適正化責任者、虐待防止責任者及び児童発達支援管理責任者等において、拘束の方法、場所、時間及び期間等について、十分な検討を行うものとする。その結果、身体拘束等による心身の損害より拘束をしないリスクが高い場合で、かつ、切迫性、非代替性及び一時性の3要素の全てを満たしている場合に限り、別紙1により保護者の同意を得たうえで実施する。

緊急やむを得ない等により、保護者の同意を得る暇がない場合は、事前に個別支援計画により身体拘束等を行う可能性を説明した上で、保護者から同意を得るものとし、実施後は速やかに別紙1により保護者に説明し確認を得るものとする。

6 児童及び保護者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、児童及び保護者等に身体拘束等の適正化への理解と協力を得るため、事業所のホームページに掲載し、児童及び保護者等がいつでも閲覧できるよう積極的な公表に努めるものとする。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

身体拘束を行わない支援を実施するため、全ての職員が次の点を十分に議論して共通認識を持つものとする。

- (1) 児童又は他の児童への影響を考え、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (2) 緊急、かつ、やむを得ない場合に限定して身体拘束等を実施しているか。

附 則

この指針は、令和4年3月25日から実施する。